

西日本夏期講座に

参加して

6月25日から26日に岡山市で行われた、第40回部落解放・人権西日本夏期講座に大山町から10名が参加しました。講座の内容は開催地・岡山の部落問題をはじめ、個人情報保護、ヘイトスピーチ、生活困窮者自立支援法など多岐にわたるものでした。

今回の講座から、障害者差別解消法の「合理的配慮」について報告します。

まず2006年12月の国連総会で「障害者権利条約」が採択されました。日本では、2009年からこの条約に批准するために障害者基本法の改正などを行うため、障害者差別解消法を2013年に制定しています。そしてこの法律の制定により、2014年1月1日よりやく世界で141番目に、日本政府が同条約を批准しました。

条約とこの法律は基本的に同じ内容で、インクルージョン（「排除」の反対）、他者との平等、多様性の尊重が大事な原則となっています。これにより、「誰でもどこで生活するか」を本人が決め、例えば地域の学校で必要な支援を受けて共に学び育つという権利を得ました。また障がいを持つという差別の禁止、そのなかでも「合理的配慮」について規定した

ことが大きな特徴です。

ここでいう「配慮」とは「思いやり」ではなく、障がいのある人の求めに対してきちんと向き合っ変更・調整を行い、具体的なバリア（障壁）をなくしていくことです。これにより、多数派中心の社会のなかで不利益を被っている人が平等に生きられる、共生社会実現のための指針ができたこととなります。

私たちは「障がいがあるから別の学校へ」「障がいがあるから施設へ」など、長い時間をかけて障がい者がそこにいないのが当たり前前の社会を作ってきた。その結果、障がいのない人は障がいのある人が何を思い、どんな暮らしをしているのかを知らず、どう接していいのかもわからなくなってしまう。

ただ法律ができたからといって、明日から社会ががらりと変わるものではありません。やはり法律により制度が変わるとともに、自分たちも法律の精神が叶うようさまざまな障がいのある人に対して、個人として逃げずに接していく努力が必要なのだと感じました。

障害者権利条約を策定したプロセスでのスローガンは「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな！」です。もともと、多くの人の声に耳を傾けなければなりません。

大山町みんなの人権セミナー日程

日 時	場 所	内 容
8月30日(日) 10時から	役場 大山支所	『学校ってなんだ! ?』 発達障がい児・者の思春期・青年期教育を中心に 講師 岡 研司 さん (元見晴台学園教員)
		☆講演内容 特別支援教育制度がスタートして、9年目。改めて子どもたちの学習権や発達権を保障する「学校」や「教育」のあり方について一緒に考えてみませんか？

※日程、内容などは講師の都合により変更になることがあります。

【その他】

- ①小学校入学までを対象に託児を設置します。希望される場合は、開催日の4日前までに人権推進室に申し込んでください。 申込み先 人権推進室（人権交流センター内）
☎ 0859-54-2286
FAX 0859-54-2413
- ②手話通訳を希望される場合は、開催日の14日前までに人権推進室に申し込んでください。

③この講座は、とっとり県民カレッジの連携講座です

【主催】大山町、大山町教育委員会、
大山町人権・同和教育推進協議会